

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変化の激しい経営環境への迅速かつ的確な対応に向け、また株主をはじめ取引先や地域社会の信頼確保による企業価値の向上に向け、経営の健全化・透明性を確保できる経営管理組織の充実・強化に努めております。特に、突発的に発生する危機管理への体制整備には上限がないとの認識に立って真摯に対応する考えであります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（％）
植松 誠一郎	1,465,600	31.31
有限会社 ヤスコーポレーション	444,000	9.48
松井証券 株式会社	199,000	4.25
株式会社 七十七銀行	140,000	2.99
日本証券金融 株式会社	134,000	2.86
株式会社 山善	125,000	2.67
有岡 容子	115,600	2.47
小田嶋 正男	112,000	2.39
日下 隆	71,500	1.52
植松商会従業員持株会	63,000	1.34

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

有限会社ヤスコーポレーションから、平成26年9月1日現在で611千株を保有している旨の平成26年9月4日付、大量保有報告書が東北財務局長に提出されておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

なお、有限会社ヤスコーポレーションの大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 有限会社ヤスコーポレーション
住所 仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目16番地の13
保有株券等の数 株式 611,000株
株券等保有割合 13.06%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現在、企業集団を構成する関係会社及び支配株主を有しておりませんので、本欄で想定される特別な事情等は特にございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 監査役と会計監査人の連携状況
監査計画の協議、或いは監査業務に対する密接な意見交換を実施しており、個別に報告及び提言を受けております。
- 監査役と内部監査部門の連携状況
常勤監査役は内部監査部門の業務往査の結果を報告させ、意見交換を行うと同時に経営会議などで改善等について実状を反映させております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中野 節夫	他の会社の出身者													
尾町 雅文	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 節夫	○	独立役員に指定しております。	他社における経営経験豊かで、財務を含め各分野において高い職見を有しており、その経験を当社の監査体制強化に活かして頂けるものと判断し選任しております。 （独立役員指定理由） 取締役会、監査役会において、社外監査役という立場から業務遂行状況、議案、審議等につき中立かつ客観的な立場で積極的にご発言されており、当社との利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
尾町 雅文		-----	公認会計士の資格を有しており、培われた高度な専門的知識、豊富な経験を有され、これらの知識、経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待し社外監査役としての職務を適切に遂行していただける方として選任

しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在の変化の激しい経営環境下において、取締役の報酬は、職責に応じた一定額をもってその対価とし、取締役の生活及び職務専念を安定させるという考え方に立っております。
当然、インセンティブ付与を否定するものではありませんが、当社の取締役報酬の体系につきましては、引き続き検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

第61期（自平成26年3月21日至平成27年3月20日）

取締役 5名 65,718千円

監査役 5名 13,939千円

（内社外監査役）（3名）（2,600千円）

合計 10名 79,657千円

（注）上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

- 平成26年6月19日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
- 役員賞与、取締役4名 12,000千円、監査役1名 2,000千円
- 当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額、取締役4名 5,600千円、監査役3名 800千円（うち社外監査役2名 200千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で承認された役員報酬等の総額の範囲内で、取締役の報酬等は取締役会において、監査役の報酬等は監査役会において決定しておりますが、報酬等の算定方針に関しては、特に定めておりません。
なお、取締役の報酬限度額は、平成3年6月12日開催の第37回定時株主総会において年額80,000千円以内と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成4年6月19日開催の第38回定時株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役への情報伝達については、基本的には常勤監査役を通して実施しておりますほか、取締役会の案内や事前資料の配布等は、管理部長からも伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は3名（うち2名は社外監査役）で構成されております。取締役は、4名で構成され社外取締役

役は選任しておりません。

取締役会は、業務進捗状況のチェックや情報の共有を目的とした原則週1回の役員会を実施しておりますが、定款並びに取締役会規程に

定められた重要事項の決定や経営戦略の決定等に際しては、機動的に取締役会に置き換えております。また、必要に応じて随時開催もしておりますことから、経営の意思決定が迅速な体制にあります。

経営会議を毎月開催し、経営上の意思決定のスピード化、現場状況の把握と問題解決の迅速化により、目標達成のための体制整備を図っております。これは経営方針の確認、現状課題の認識など共通の意識を持つ機会を目的として、この中で法令遵守等企業倫理の確立と

内部統制強化についても徹底すべく意識の向上を図っております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針及び計画などに従い、取締役会のほか経営会議・幹部会議等社内の重要な会議には全て出席するほか、各部門に出向き調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況についての監査を実施しております。

なお、社外監査役は公認会計士1名を含む2名で、いずれも独立性が高く、専門的見地並びに豊富な経験と幅広い見識から積極的に意見を

を述べております。このような現状から経営監視機能の客観性及び中立性を確保していると認識し、また、適切なリスク管理とコンプライアンスの

確保をしているとの認識から現状の体制を採用しております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査

内部監査は、内部監査室2名を配置し「業務マニュアル」を中心に管理システムや業務全般にわたり規程遵守状況を点検すると同時に、特

命事項である売掛債権回収状況及び在庫管理状況の監査を定期的に行っており、業務の精度アップを図っております。

また、リスクの発生防止の観点から事前対応の意識の指導と体制整備を行っております。

監査役監査

監査役監査については、常勤監査役は取締役会のほか経営会議・幹部会議等社内の重要な会議には全て出席し、適切な経営判断がなされているかの視野に立って取締役の業務全般についても違法性がないか厳正な監視を行っております。また、経営監視機能の強化を図

るべく、各部門に出向き業務の適法性・効率性等の監査を実施しております。なお、内部監査室及び会計監査人と密接な連携を図り、相互

に意見交換を行い、情報の共有に努め監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

また、常勤監査役神郁夫氏は、当社の管理部に平成17年3月から平成26年6月まで在籍し、通算9年にわたり決算手続ならびに計算書類等の作成に従事しておりましたので、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 会計監査の状況

会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。業

務を執行した公認会計士は、木村大輔氏及び田村剛氏であり、それぞれの継続監査年数は木村大輔氏が4年、田村剛氏が1年であります。第61期（平成27年3月期）の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他2名であります。

なお、同監査法人との間には、特別な利害関係はなく諸規則に則り適正に実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の社外監査役は2名であり、社外監査役中野節夫氏を独立役員として選任しております。その選任理由については、取締役会、監査

役会において、社外監査役という立場から業務遂行状況、議案、審議等につき中立かつ客観的な立場で積極的にご発言されており、当社と

の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

社外監査役尾町雅文氏は公認会計士の資格を有しており、培われた高度な専門的知識、豊富な経験を有され、これらの知識、経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待し社外監査役に選任しております。

社外監査役両氏と当社との人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役は選任しておりません。社外監査役（2名）による監査が厳格に実施されており、経営の監視体制が整っているため、現

状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は3月20日でありますので、集中日前に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部、担当役員（阿部 智）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成18年2月17日 国際規格「ISO14001」の全社認証取得
その他	女性の活躍の方針・取組 当社、管理職のうち女性比率は、4%と未だ低い実績ながら女性の管理職登用拡大を意識し、幅広い人材が個性と能力を発揮できる企業風土を目指しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 経営の基本方針

当社は、機械工具・産業機器等の生産財の供給を使命として、地域社会と地域産業の発展向上に貢献することを創業の理念としております。「企業の永続繁栄」・「企業の存在価値」・「企業の環境責任」を経営基本方針として、お客様第一の基本姿勢のもと業界地位の向上に努めております。この企業使命の実現のため経営理念と行動指針を定めております。

【経営理念】

根性：われらは、創業の精神を持って常に前進する。
奉仕：われらは、常に最良の商品を最も良心的に期要求する会社とする。
和：われらは、親和一致社業に培い会社と共に繁栄する。
礼：われらは、職責と礼儀を尊び会社の名誉と秩序を守る。
実現：われらは、人材の育成に努力し企業の永久発展を期す。

【行動の原点5つの誓い】

基本姿勢—私たちは、地域の発展と技術革新をわが事と思ってお得意先の繁栄に責任を持つ立場で行動します。
販売情報提供—私たちは、低成長、省資源、省エネルギー、省力、無公害時代にふさわしい情報を提供し、ユーザーニーズのよき相談相手となります。
商品販売—私たちは、時代を先取りする、オリジナル商品を発掘開発し、取引先との共存共栄のあり方と単品販売からシステム販売を追求します。
管理システム—私たちは、磨きぬかれた基本動作と判断基準を明確にし、結果に責任を持つ姿勢で仕事にあたり、効率の高いシステムを作ります。
人づくり—私たちは、企業の使命観にもえ、根性、誠実、協調を旨とし、プロとして恥ずかしくない人間になります。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、行動規範（コンプライアンス・プログラム）を明確にして、全役職員に周知徹底させる。

ロ. コンプライアンスの統括組織は社長を議長とする経営会議の場とし、管理部取締役をコンプライアンス担当役員に任命し、管理部がコンプライアンス体制の構築・整備ほかその運営にあたる。

ハ. 役職員に対しては、コンプライアンスに関する研修等を通じ指導し、社内の法令遵守意識の醸成をはかる。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

経営会議議事録や稟議決裁書、役員会等における重要な意思決定及び報告に関しては、法令・社内規程に基づき、適正に文書の保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 事業展開上考えられるリスクの予防については、毎月実施される経営会議での普遍テーマとして取組み、同会議が統括する。

ロ. リスクの管理については、社内規程で定めるとともに、関係部門にて必要に応じた研修等を通じ会社全体として対応する。

ハ. 与信の対象・与信限度額などについての社内規程、稟議規定の遵守を徹底し、必要に応じてリスク管理の観点から規程の見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の業務執行状況のチェックや情報の共有を目的とした原則週1回の役員会を継続実施する体制を維持する。

ロ. 定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定に際しては、役員会を機能的に取締役会に置き換えるほか、必要に応じた随時開催を行い、経営の意思決定を迅速にする。

(5) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社において該当事項はないが、子会社設立等の際は当該体制の決議を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて、監査役の業務補助のための使用人を置けるものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性確保に関する事項

当該使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換の上、決定するものとし、原則、監査役会の同意を得るものとする。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べる事が出来るものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項が発生又は発生する恐れがあることを発見した時、役職員による違法又は不正な行為を発見した時、直ちに監査役に報告するものとする。

ロ. 常勤監査役は、取締役会及び経営会議等における重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、都度出席するものとする。

ハ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っていくものとする。

二. 監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行ってはならないことを行動規範規定に定め、その保護を図る。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 役職員の監査役監査に対する社内理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

ロ. 代表取締役との意見交換を随時行うとともに、社内及び内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

ハ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。

二. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除のための基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当要求には毅然とした姿勢で対応する。

(2) 整備状況

反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署は管理部とするほか、各部門長を責任者として、警察や（財）暴力団追放センター等の外部専門機関と緊密に連携のうえ、組織的に対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では特別な防衛策は導入しておりませんが、当社としては、重要な事項として認識しており、株主共同の利益を守る立場から社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に関する当社方針

当社は、株主及び投資家の皆様に対しての事業・財務状況及び成果等の会社情報の開示を、上場会社としての重要な社会的責任であり、かつ重要な経営課題であると認識しており、投資判断に影響を与える重要な会社情報については会社法、金融商品取引法、有価証券

上場規程等関連諸法令・諸規則等の関係法令・規則に則り適時・適切に開示する方針であります。

2. 適時開示に係る責任体制及び担当部署

- (1) 情報取扱責任者：管理部の統括（取締役）
- (2) 情報収集担当部署：管理部
- (3) 情報取扱・開示担当部署：管理部経理課

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

重要な決定事実に関する情報については、経営会議にて審議し取締役会に付議され決定しております。重要な発生事実に関する情報については管理部が当該事項の担当部署より報告を受け、事実関係を確認後、速やかに情報取扱責任者に報告しております。これらの事項

は原則として取締役会の承認を経て、適時開示規則等に則り、速やかに開示手続きを行います。

決算情報及び業績予想の修正等については、その内容が明確になり次第、取締役会への報告・承認を経て速やかに開示手続きを行います。

また、緊急に開示すべき事実が発生した場合は、代表取締役又は情報取扱責任者の判断により、速やかに会社情報の開示を行うこととしております。